

新型コロナウイルス感染症対策助成事業 Q & A

独立行政法人日本学生支援機構

I. 総論

Q1 「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」の趣旨を教えてください。

日本学生支援機構（以下「機構」）では、令和2年5月29日から7月31日までの間、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、経済的に困窮している学生・生徒（以下、「学生」）に対し、引き続き継続的な支援を行うことを目的として、「新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金」を募集し、企業や個人の皆様方から多額の御寄附をいただきました。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により経済的に困窮している学生に対し、国や地方公共団体だけでなく、各大学等においても様々な独自の経済的支援策が講じられていると承知しております。他方で、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においては、学生のアルバイト収入の減収等に対する経済的支援はもとより、遠隔教育のサポートや食費の援助など、各大学等の実情やニーズに応じた学生への継続的な支援が非常に重要であると考えております。

本助成事業は、有志の企業や個人の皆様方の志を受け継ぎ、大学等が実施する多種多様な取組のさらなる進展を促すことで、広く学生に対する支援を行き渡らせるための一助となることを目的としています。

II. 支援事業の内容

Q2 助成の対象となる事業はどのようなものが認められますか。

以下の4つの費用のいずれかに該当するもの又はこれに類する費用として各大学等が学生へ現金等を支給するものが対象となります。

- ① 遠隔授業を受けるための通信費
(例：オンライン授業環境構築のためのPC・ルーター等購入費等の支給)
- ② 学生生活を送るための食費
(例：学生食堂で利用できるチケット等の支給)
- ③ 修学のための教材（参考図書など購入費）
(例：図書費として現金又は図書カード等を支給)

- ④ 一時的な帰省または帰省先から戻るための交通費
(例：自宅外から通学する学生への現金の支給)

Q3 用途を特定せずに現金等を支給する事業は助成の対象となりますか。

新型コロナウイルス感染症対策として、Q2の①から④その他これらに類するものの支援であれば、必ずしも用途は具体的かつ明確である必要はありません。

Q4 学生への給付は現金以外にどのようなものが認められますか。

QUOカード等のプリペイドカードや、学内の食堂や売店で使用できるチケットなどの金券は認められます。なお、物品の現物支給は認められないのでご注意ください。

Q5 1人あたりの支援額について制限はありますか。

本助成金を原資とした支援については1人あたり10万円を超えることはできません。ただし、本助成金以外に大学等の独自の財源からの支出を加算することにより1人あたり10万円を超える支援を行うことを妨げるものではありません。

【例1：支援額の設定の仕方】

例えば、40万円の助成を受けた大学等が、4人の学生に10万円ずつ支援することも、400人の学生に1,000円ずつ支援することも、どちらも認められます。また、全員一律の金額でなくても構いませんので、より支援が必要な者2人に10万円ずつ、その他の者20人に1万円ずつ、という支援も認められます。

【例2：大学等の独自の財源から加算する場合】

例えば、40万円の助成を受けた大学等が、独自の財源から40万円支出し、総額80万円を4人の学生に20万円（助成金10万円＋大学独自財源10万円）ずつ支援することは認められます。

Q6 支援対象となる学生はどのように選定すればよいですか。

どのような学生を支援対象とするかについては、各大学等で実情やニーズを踏まえて独自に設定してください。例えば、経済状況や学業成績に関する条件を設けても構いませんし、またそういった条件を設けずに決定することも可能です。

経済的に困窮している学生への支援という本助成事業の趣旨を踏まえ、支援対象とする学生を選定してください。

Q7 他の経済的支援策を受けている学生を支援の対象とすることは可能ですか。

可能です。本助成金による支援事業と他の経済的支援策との併給は禁止しておりませんので、他の経済的支援策を受けているものを支援の対象としても構いません。また、他の経済的支援策を受けていない学生を優先して支援するといった条件を設けることも妨げません。

Q8 外国人留学生も支援の対象とすることは可能ですか。

可能です。大学等に在学している学生であれば支援の対象として差し支えありません。ただし、助成金の実績報告をいただく際には、外国人留学生への支援分を区分して報告いただくことにご留意ください。

Q9 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』のように、既存の支援制度を利用する（している）ことを支援の要件とする必要はありますか。

本助成金による支援事業がどのような学生を対象とするかについては大学等で独自に決定していただきますので、既存の支援制度を利用していることを支援の要件とするかどうかも含めて自由に決めていただいて構いません。

Ⅲ. 助成金の使途

Q10 助成金の一部を、支援事業の事務経費（人件費・消耗品等）に充てることは可能ですか。

本助成金は学生への支援以外の使途は認められませんので、人件費や消耗品費、振込手数料等に充てることはできません。

Q11 新型コロナウイルス感染症拡大後、過去に大学等で実施していた学生への支援事業の費用として助成金を充てることは可能ですか。

本助成金は、令和2年9月30日より前に既に支給した支援のための費用を遡って補填することに充てることはできません。

ただし、大学等において令和2年9月30日以前から開始され、現に継続して実施されている支援事業であっても、学生への支給が令和2年9月30日以降である場合（本助成事業を契機として対象を広げ、追加して学生を支援するなど）には助成の対象となります。

Q12 配分額の通知を受けた後、助成金の交付を受けるに先立って学生への支援を実施しようと考えておりますが、後から助成金を当該支援に充てることは可能ですか。

配分額の通知以降に新たに実施した学生への支援については、その開始時期が助成金の交付前か交付後かにかかわらず、助成金を充てることは可能です。

Q13 大学等から学生への支援はいつまでに実施しなくてはならないのでしょうか。

助成金の交付を受けてから概ね1カ月から2カ月までを目途として、できる限り速やかに実施してください。

IV. その他

Q14 大学等の判断で助成金を申請しないこともありえますか。

最終的には大学等の判断になりますが、有志の企業や個人の皆様方の御厚意を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮している学生を支援できるよう、是非とも本助成事業を活用いただくことに御理解をいただければと思います。

Q15 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』とは、何が違うのでしょうか。

本助成事業は、各大学等において、その大学等の実情やニーズに応じた様々な学生への支援が行われていることを踏まえ、大学等が行うこのような多種多様な取組を支援するものであり、この点において学生個人を支援する「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』と異なります。

したがって、助成金の交付申請や実績報告等の手続きは大学等でまとめて行っていただくようお願いしております。

Q16 大学等に示された「内示額」は、どのように算定されたのでしょうか。

有志の企業や個人の皆様方からいただいた「新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金」に、当機構が従来から受け入れてきた御寄附の一部を合わせた金額を、各大学等における経済困難な学生の数に応じて配分する観点から、当機構の第一種奨学金の貸与者数の実績などに応じて内示額を算定しています。